

長瀬町国民健康保険被保険者証を更新します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は7月31日となっています。新しい保険証を、確実にお届けするように7月中旬から「簡易書留郵便」で発送します。

保険証の記載内容の誤り等がありましたら、町民課までご連絡ください。

なお、有効期限の過ぎた古い保険証は、個人情報等にご注意の上、各自で破棄していただくか、役場町民課にお持ちください。

「保険証」と「高齢受給者証」が一体化します

これまで、70歳～74歳の方に送付していた「高齢受給者証」（ピンク色）は、8月1日からは新しい「保険証」と一体化した、1枚のカードとなります。

今年度70歳になられる方については、誕生月の月末までに新しい保険証を送付します。

～ 国保からのお願い ～

国民健康保険への加入・脱退の手続きは、事業所などからの報告により自動的にされるものではなく、本人（家族）が手続きをする必要があります。

次のような方は、国保の保険証、社会保険の保険証、年金手帳、印鑑、個人番号カードまたは通知カード（通知カードの場合は、本人確認のため、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証など）が必要です。）を持参し、役場町民課で手続きをお願いします。

- ・ 就職して職場から保険証を交付された方、その扶養に認定された方
- ・ 会社を退職された方、任意継続が終了された方

問合せ 町民課給付担当 電話 66・3111 内線 125

後期高齢者医療の保険証が更新されます



現在使用中の保険証は、更新により8月1日(出)以後、使えなくなります。

新しい保険証（緑色、有効期限は令和3年7月31日まで）を7月中旬に簡易書留郵便で発送します。簡易書留郵便を受け取る際には、印鑑が必要です。保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名・生年月日など、内容に誤りがないかをお確かめください。

また、保険証の裏面には、臓器提供意思表示欄が設けられています。（個人情報保護シールは同封します。）

後期高齢者医療保険料「納入通知書」を発送します

後期高齢者医療保険料を年金から天引きされていない方については、令和2年度分の納入通知書を7月中旬に発送します。納期限までに納付をお願いします。

なお、保険料を納入通知書で納入される方で口座振替を希望される方は、口座振替依頼書（金融機関への届出印の押印が必要）を役場町民課又は口座振替取扱い金融機関にご提出ください。

※後期高齢者保険料は、町税などが口座振替となっている方でも、新たに口座振替の手続きが必要です。

問合せ 町民課給付担当 ☎ 66・3111 内線 123